

ふくおか県央環境広域施設組合条例第29号

ふくおか県央環境広域施設組合施設整備基金条例

(設置)

第1条 ふくおか県央環境広域施設組合の施設の円滑な運営と管理を期するため、次の各号に掲げる基金(以下これらを「基金」という。)を設置する。

- (1) 施設整備基金(旧飯塚市・桂川町衛生施設組合分)
- (2) 施設整備基金(旧ふくおか県央環境施設組合ごみ処理施設分)
- (3) 施設整備基金(旧ふくおか県央環境施設組合し尿処理施設分)

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条の3第1項及び同法第7条第1項の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 施設の改良、修理又は整備等の経費の財源に充てるとき。

(2) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、組合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に、解散前の飯塚市・桂川町衛生施設組合施設償却準備基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和48年穂波町ほか2ヵ町衛生施設組合条例第20号)又はふくおか県央環境施設組合施設整備基金条例(昭和55年稲築町ほか3ヵ町衛生施設組合条例第1号)の規定により設置された基金に属していた現金等(これから生ずる収益を含む。)は、施行日において、それぞれこの条例の相当規定により設置される基金に属するものとする。